

苫小牧市電力需給ひっ迫に関する個別危機管理マニュアル

平成 2 6 年 5 月

市民生活部危機管理室

目 次

第1章 総 則	1
1 目 的	1
2 対象危機	1
3 停電発生時に想定される主な被害	1
4 組織体制	2
5 役割分担	2
6 期 間	2
7 マニュアルの更新	2
第2章 平常時の対策	3
1 危機予防対策	3
2 広報車両の確保	3
第3章 危機発生時の対応	4
1 供給予備率 7 ～ 3 %※の場合(対策本部レベル 1)	4
2 供給予備率 3 %未満の場合(対策本部レベル 2)	4
3 供給予備率 1 %未満の場合(対策本部レベル 3)	7
4 停電発生時	7
第4章 事後対応	8
1 各種報告	8
2 情報の提供	8

※北海道電力による電気予報が「厳しい」に該当

第1章 総 則

1 目的

道内における平成24年冬期の電力需給は、泊発電所の運転停止に伴い厳しい状況が予測されており、北海道電力及び道においては、今夏に引き続き道民や企業等に対し節電の要請を呼びかけているほか、電力の供給予備率の低下に応じた対策を講じているところである。

今後、電力需給がひっ迫しこれらの対策が講じられた場合、本市の市民生活や企業活動に大きな影響を与えることとなることから、本マニュアルを策定し、電力需給に関する平常時の対策及び危機発生時の対応を明確にするものである。

2 対象危機

本マニュアルの対象とする危機は、次に掲げるものとする。

- (1) 供給予備率が7～3%※となり、市民に対する更なる節電の呼びかけが必要となる場合
- (2) 供給予備率が3%未満となり、電力需給ひっ迫警報が発表された場合
- (3) 供給予備率が1%未満となり、北海道電力により「緊急調整プログラム¹」が発動された場合
- (4) 電力需給のひっ迫により、市内において停電が発生した場合

※北海道電力による電気予報が「厳しい」の場合

3 停電発生時に想定される主な被害

- (1) 低温による体調悪化、症状悪化等の健康被害
- (2) 上水道、ガス、電話等のライフラインの停止
- (3) 高層住宅等における揚水ポンプ停止による断水
- (4) エレベーター内への閉じ込め
- (5) 医療機関における透析等治療の停止
- (6) 企業、一般家庭等における冷蔵・冷凍品等の劣化、損失
- (7) 暗い室内等における転倒事故の発生
- (8) 排水施設の停止による滞水、漏水の発生
- (9) 信号機の停止及びそれに伴う交通渋滞等
- (10) 公共交通の運休、停止等による帰宅困難者の発生

¹ 複数の大規模電源が使用不能となり、実施可能なすべての需給対策を講じても、なお予備率1%以下となるような需給ひっ迫となる事態が想定される場合、人命に関わる停電に至るリスクを回避するため、生産・経済活動の一時停止や臨時休業、自家発電設備の活用等により速やかに需要を抑制し、その協力に対して料金を引き下げる契約メニュー。産業・業務用で契約電力500kW以上の大口需要家とあらかじめ契約している。

4 組織体制

本マニュアルは、次の組織において運用する。

- (1) 市民生活部危機管理室
- (2) 総合政策部政策推進室秘書広報課
- (3) 総務部総務課
- (4) 財政部管財課車両係
- (5) 環境衛生部環境保全課

5 役割分担

本マニュアルにおける各組織の主な役割分担は次のとおりとする。

組 織	主な役割分担
市民生活部危機管理室	北海道電力との情報交換、情報収集、関係組織・機関への連絡、対応総括、マスコミ対応(環境保全課と共同で対応)
総合政策部政策推進室 秘書広報課	理事者への報告
総務部総務課	庁舎内の停電対応等
財政部管財課車両係	危機管理室からの依頼を受け広報車両を準備
環境衛生部環境保全課	情報収集、市民への周知・啓発、広報車両による広報

6 期間

本マニュアルは、平成25年3月末日までの期間において適用するものであるが、それ以降に発生する対象危機についても、本マニュアルを適用し対応する。

7 マニュアルの更新

本マニュアルは、必要に応じて適宜更新することとする。

第2章 平常時の対策

1 危機予防対策

(1) 北海道電力及び道との情報交換

危機管理室は、北海道電力及び道との電力需給の状況、対応等に係る情報交換に努める。

(2) 情報収集

危機管理室及び環境保全課は、電力需要、電力需要ひっ迫警報発表時の対応等について情報収集に努める。

(3) 啓発

環境保全課は、節電に係る呼びかけ等を行い、市民に対する啓発活動を推進する。

2 広報車両の確保

危機管理室は、電力需給ひっ迫警報が発表された場合等に備え、管財課車両係等に依頼して広報車両を確保する。広報車両はスピーカーを備えた車両とし、次に示す台数について、日曜祝日、年末年始等においても運用が可能なように備えるものとする。

所 管（日常的な使用）	台 数	備 考
管財課（危機管理室）	1 台	危機管理室ライトバン 第2駐車場
管財課	3 台	年末年始は夜間窓口において車検証等を保管
環境保全課	1 台	環境保全課ライトバン 環境保全課駐車場

第3章 危機発生時の対応

危機発生時の体制は、「苫小牧市危機管理指針資料編」p4 事故・事件等の緊急事態危機管理マニュアル対応事案（カテゴリー3）に基づくものとし、供給予備率に応じて次のように対応するものとする。

供給予備率	苫小牧市危機管理体制	備考
7～3%※	対策本部レベル1 (環境保全課が担当)	環境衛生部長から部内各課へ連絡し指示を出す
3%未満 (警報発表)	対策本部レベル2 (危機管理室が担当)	市長が関係各部長を招集する。 複数の部による対策会議体制
1%未満 (緊急調整プログラム発動)	対策本部レベル3 (危機管理室が担当)	全庁的な対策本部体制 市長を本部長とする
停電発生	理事者、所管部長等が協議し、必要性が認められれば災害対策本部を設置	災害対策本部設置

※北海道電力による電気予報が「厳しい」の場合

1 供給予備率7～3%※の場合(対策本部レベル1)

環境衛生部長は、部内関係各課へ連絡するとともに環境保全課に指示し、市民への更なる節電の呼びかけを行うとともに、電力需給ひっ迫警報発表時の体制について確認する。

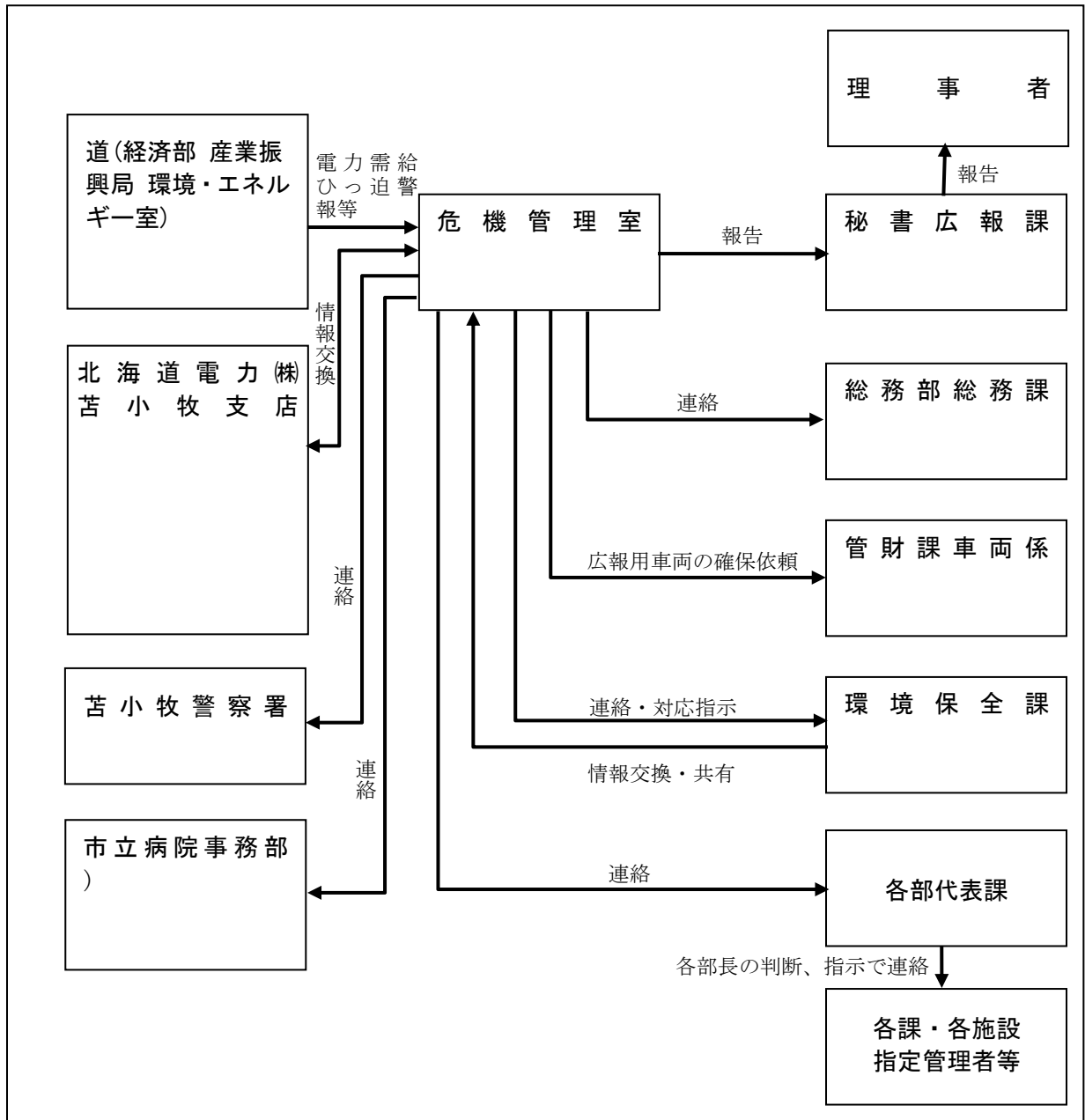
2 供給予備率3%未満の場合(対策本部レベル2)

(1) 危機管理体制の構築

危機管理室は、供給予備率の状況に応じた危機管理体制を構築し、関係各課に連絡し周知を図る。

(2) 連絡体制の確立

危機管理室は、市の関係各課、関係各機関等への連絡体制の確立に努める。連絡体制については、次のとおりとする。



(3) 広報

ア 広報・情報提供手段の確立

危機管理室は、環境保全課と協力し、市民、関係機関等への広報・情報提供手段の確立に努める。なお、供給予備率に応じた対応は、次のとおりとする。

供給予備率	広 報 対 応
7～3%※	○ホームページによる節電要請
3%未満 (警報発表)	①ホームページによる節電要請 ②広報車による広報(環境保全課) ③市民からの電話問い合わせ対応(危機管理室)
1%未満 (緊急調整プログラム発動)	①ホームページによる節電要請 ②広報車による広報(環境保全課) ③市民からの電話問い合わせ対応(危機管理室)
停電発生	災害対策本部設置後は、そちらの対応に移行

※北海道電力による電気予報が「厳しい」の場合

イ 広報対応

(ア) 広報担当職員の確保及び配置

環境保全課は、広報車両の運用に必要な職員を確保し配置する。職員の配置及び担当区域は次のとおりとし、担当区域内においては、人口が集中する住宅街を中心に広報を実施し、工場、倉庫等が集中する地区は後回し又は除外する。なお、車両は各班1台で2名体制(運転手1名、機材操作担当1名)とする。

班名	担当区域
第1広報班 (総務部)	樽前、もえぎ町、宮前町、明德町、青雲町、のぞみ町、美原町、字錦岡、澄川町、ときわ町、柏木町、川沿町、はまなす町、宮の森町、字糸井
第2広報班 (環境生活課)	日新町、しらかば町、豊川町、桜木町、有珠の沢町、桜坂町、見山町、啓北町、花園町、北光町、山手町、松風町、字高丘、清水町、木場町、春日町、緑町
第3広報班 (総合政策部)	泉町、美園町、住吉町、双葉町、音羽町、三光町、日の出町、字丸山、新明町、明野新町、柳町、新開町、あけぼの町、明野元町、拓勇西町、拓勇東町、北栄町、字植苗、字美沢
第4広報班 (環境保全課)	沼ノ端中央町、東開町、字柏原、字弁天、字勇払、真砂町、新中野町、元中野町、港町、船見町、入船町、一本松町、晴海町
第5広報班 (市民生活部)	王子町、表町、若草町、幸町、本町、栄町、旭町、末広町、高砂町、汐見町、青葉町、白金町、大成町、弥生町、新富町、矢代町、元町、浜町、小糸井町、永福町、日吉町、光洋町、有明町

(イ) 広報車による広報

環境保全課職員は、広報車両を運用し、電力需給がひっ迫し「電力需給ひっ迫警報」が発表されていることを市民に広報するとともに、節電の呼びかけを実施する。

広報車の運転にあたっては時速15km程度とし、スピーカーからの放送内容が十分に聞き取れるように注意する。地域住民等から問い合わせ等があれば、その場で対応する。広報車両による広報は、18時に「電力需給ひっ迫警報」が発表された場合、18時から21時までとし、翌朝、状況が変わらない場合若しくは悪化した場合、8時から広報車両による広報を再開する。

なお、18時から21時までの間の広報については、次のとおりとするが、状況に応じ適宜内容を修正し使用するものとする。

こちらは、苫小牧市役所です。

明日の電力需給について、北海道電力より「電力需給ひっ迫警報」が発表されました。より一層の節電をお願いいたします。

3 供給予備率1%未満の場合(対策本部レベル3)

供給予備率が1%未満となり、北海道電力が計画停電を回避するため「緊急調整プログラム」を発動した場合、体制を対策本部レベル3に移行し、市長を本部長とする危機管理対策本部を招集する。

危機管理室は、北海道電力、道等の関係機関から情報を収集し、本部長に報告するとともに、会議の事務を担当する。

各部の対応については、会議において本部長の指示の下決定する。

4 停電発生時

電力需給のひっ迫により停電が発生した場合、危機管理室は復旧の見通し等について関係機関等から情報の収集を行い、市長に報告するとともに、災害対策本部の設置について協議する。

市長の判断により、災害対策本部の設置が必要と判断された場合は、苫小牧市災害対策本部条例に則して手続、対応を進める。

第4章 事後対応

1 各種報告

危機管理室は、関係各課、各機関等からの報告、対応について取りまとめを行うとともに、時系列で整理し、理事者に報告する。

2 情報の提供

関係各課は、危機管理室から対応等について報告又は資料の提出を求められた場合、これに応じることとする。